

循環 ー 2 0  
令和 8 年 4 月 3 日

一般社団法人秋田県産業資源循環協会  
会長 平野 久貴 様

秋田県生活環境部長  
(公印省略)

環境省環境再生・資源循環局所管法令等に基づく  
申請等の手続きにおける旧姓使用について（通知）

本県の廃棄物行政の推進につきましては、日ごろから御協力いただき感謝申し上げます。

さて、環境省環境再生・資源循環局から別添のとおり事務連絡がありましたので、お知らせします。

つきましては、事務連絡の内容について、貴会会員あて周知くださるようお願いいたします。

《担当》

秋田県生活環境部循環型社会推進課

調整・循環型社会推進チーム 片山、工藤

廃棄物対策チーム 山田、佐藤

TEL: 018-860-1622, 1624

(別記) 御中

環境省環境再生・資源循環局

環境省環境再生・資源循環局所管法令等に基づく  
申請等の手続における旧姓使用について（事務連絡）

これまで、旧姓（住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。以下同じ。）の通称使用の拡大やその周知について、婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じることをないよう、政府全体として取組が進められてきたところです。

これらを踏まえ、環境省環境再生・資源循環局が所管する法律及びこれらの法律に基づく政省令等の規定（環境再生グループ及び他の省庁が主管する規定を除く。）に基づく申請、届出、交付、通知等（以下「申請等」という。）における旧姓の記載等の運用について、下記のとおり周知します。

貴部（局）におかれましては、貴管内市町村に周知いただくようお願いいたします。

記

- 1 環境省環境再生・資源循環局が所管する法律、政令、省令、規則等の規定（環境再生グループ及び他の省庁が主管する規定を除く。）に基づく申請等に係る氏名欄における旧姓使用について

環境省環境再生・資源循環局が所管する別記に掲げる法律及びこれらの法律に基づく政省令等の規定（環境再生グループ及び他の省庁が主管する規定を除く。）に基づく申請等については、旧姓を記載することができる。

- 2 申請書等への併記について

旧姓を併記する場合は、申請者等の氏名欄において、旧姓を括弧書きするなどの方法により記載するものとする。

（例）地球太郎が環境太郎に改姓した場合：環境〔地球〕太郎

また、申請等を取り扱う場合の氏名欄の記載に当たっては、旧姓の使用が困難な特段の事情があるものを除き、併記（戸籍氏に加えて旧姓を記載すること。以下同じ。）ができることを申請者等にウェブサイト等を用いて周知するなど、旧姓の通称使用の拡大に係る趣旨を踏まえた運用をお願いします。

### 3 旧姓の確認

上記1による手続において、本人確認のため氏名を証明する書類の提出等が求められている場合は、旧姓を記載した公的な証明書類（住民票、個人番号カード等の写し）を提出させるなど、各申請等の実情に応じた方法により確認を行うこと。

以上

<p>(連絡先) 環境省環境再生・資源循環局総務課 担当：小高、池田 TEL：03-5521-8289（直通）</p>
---

## 別記

整理 番号	法令名	宛先
1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号)	一般廃棄物行政に関して:各都道府県 一般廃棄物行政主管部 (局) 産業廃棄物行政に関して:各都道府 県・各政令市産業廃棄物行政主管部 (局)
2	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行令 (昭和 46 年政令第 300 号)	
3	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行規則 (昭和 46 年厚生省令第 35 号)	
4	廃棄物の最終処分場事業に係る環境 影響評価の項目並びに当該項目に係 る調査、予測及び評価を合理的に行う ための手法を選定するための指針、環 境の保全のための措置に関する指針 等を定める省令 (平成 10 年厚生省令 第 61 号)	
5	一般廃棄物収集運搬業、産業廃棄物収 集運搬業及び特別管理産業廃棄物収 集運搬業の許可を要しない者並びに 産業廃棄物管理票の交付を要しない 場合に関する廃棄物の処理及び清掃 に関する法律施行規則の特例を定め る省令 (平成 27 年環境省令第 4 号)	
6	廃棄物処理施設事故対策マニュアル 作成指針 (平成 18 年 12 月、環境省廃 棄物・リサイクル対策部)	
7	浄化槽法 (昭和 58 年法律第 43 号)	各都道府県・各政令市浄化槽行政主管 部 (局)
8	環境省関係浄化槽法施行規則(昭和 59 年厚生省令第 17 号)	
9	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制 に関する法律 (平成 4 年法律第 108 号)	各都道府県・各政令市産業廃棄物行政 主管部 (局)
10	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制 に関する法律施行規則(平成 5 年総理 府・厚生省・通商産業省令第 1 号)	
11	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制 に関する法律に基づく特定有害廃棄 物等の範囲等を定める省令 (平成 30 年環境省令第 12 号)	

12	有害廃棄物の移動及びその処分の規制に関する財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め(二千五年十二月一日)の的確かつ円滑な実施を図るために必要な事項(平成17年12月経済産業省・環境省告示第12号)	
13	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)	各都道府県一般廃棄物行政主管部(局)
14	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則(平成7年大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省令第1号)	
15	特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)	各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部(局)
16	特定家庭用機器再商品化法施行規則(平成12年厚生省・通商産業省令第1号)	
17	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)	各都道府県廃棄物行政主管部(局)
18	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業計画の認定に関する省令(平成13年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号)	
19	食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令(平成19年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第3号)	
20	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)	各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部(局)
21	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則(平成13年環境省令第23号)	
22	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成24年法律第57号)	各都道府県廃棄物行政主管部(局)

23	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令（平成 25 年政令第 45 号）	
24	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行規則（平成 25 年経済産業省・環境省令第 3 号）	
25	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令第四条に規定する委託の基準に関する省令（平成 25 年環境省令第 5 号）	
26	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号）	各都道府県廃棄物行政主管部（局）
27	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行規則（令和 4 年経済産業省・環境省令第 1 号）	